

杉本さん布施木さんの解雇を撤回させ、 神奈川フィルハーモニー管弦楽団の運営民主化を求める特別決議

神奈川県職員労働組合総連合の構成組織である神奈川県公務公共一般労働組合神奈川フィル分会組合員の杉本、布施木両氏の不当解雇事件がおきてから5ヶ月がたちました。

この間、二人を先頭に公務一般神奈川フィル分会は、解雇撤回をもとめて団体交渉を行うとともに、7月4日には広く県民団体にもよびかけて「杉本さん、布施木さんの解雇を撤回させ、神奈川フィルをよくする会」を結成し、運動を進めるとともに横浜地方裁判所に賃金支払いと地位確認の仮処分申請を行い、県民世論で楽団を包囲し解雇撤回と楽団の民主的運営を求める運動を進めています。

これまで神奈川フィル分会は、楽団内における理事者のパワハラメントや、労使協議抜きでの賃金3割カットに反対し、団体交渉により問題の解決を求め、県労働委員会の斡旋を通じて、団体交渉のルールを定めてきました。杉本、布施木両氏はルールに基づき楽団との折衝メンバーとして確認された三名のうち二名であり、労使交渉窓口として労働委員会の斡旋を通じ確認された者の解雇は「楽団による労働組合つぶし行為」であり、憲法と労働組合法等で認められている労働者の権利を踏みにじる不当労働行為に他ならないものです。

解雇通知は、「演奏技術が著しく低下」「演奏中の態度が極めて悪い」「楽団の品位を汚し、名誉を傷つけた」など、抽象的かつ曖昧な理由にもとづいており、具体的に上げられている始末書の提出拒否についても、客観的事実と異なることも含め労使間で協議するものとして交渉課題となっているものです。

神奈川県は、県民共有の財産である楽団に対し資金援助を行っており、財政危機に対しても知事自ら応援団長として先頭に立ち、ブルーダル基金への協力要請を行っています。そうした中で、今回、楽団当局の行った不当労働行為＝労働組合つぶしは、楽団の存続・発展の障害となることは明らかです。県民の期待に応える神奈川フィルハーモニー管弦楽団の民主的運営と発展に向け、県みずからが不当労働行為の調査と是正指導を行うべきです。

解雇の後7月に楽団当局は、残った楽団員に対して歩合給の導入によって実質半額となる給与削減を提案してきました。一人の労働者への権利侵害（解雇）を許せば、しだいにその害悪は労働条件の改悪として、関連労働者に広がる恐れがあります。解雇撤回とともに横暴な楽団運営そのものの改善が必要です。

私たちは、「杉本さん、布施木さんの解雇を撤回させ、神奈川フィルをよくする会」の運動に積極的に参加・仲間を増やし、解雇撤回と神奈川フィル民主化のために全力で取り組みます。

県職労連組合員の権利をまもり、県民に親しまれる神奈川フィルにするために力をあわせましょう。

以上、決議する。

2012年9月12日
神奈川県職員労働組合総連合 第9回定期大会